

要望事項 (優先順位 3)

遊歩道建設について

要 旨

昨年も要望させていただきましたが、不特定の観光客を多数受け入れている狭い地域にとって安心安全のためには、人と車の分離は絶対に必要です。遊歩道の設置実現に向けて、主体的な役割を京都市が果たしてください。

(参考)

【H28年度要望】貴船口・貴船間の遊歩道の整備（貴船区4）**新規**

(京都府土木事務所、京都森林管理事務所、左京土木事務所等と協議)

貴船口・貴船間は道路が大変狭小で、離合が困難な時もあります。一年を通じて散策される観光客も多いので、危険が伴います。

特に近年はバイク、自転車やハイブリッド車が多くなり、川音で接近が全くわからず、接触などの危険が増加しています。車両と人を分離する意味で、散策道が有効です。また、貴船全域が土砂災害特例警戒区域に指定されていますので、緊急時には一部を避難路として使用する事も可能となり、安心・安全に役立つことは明らかですので、京都府土木事務所・京都森林管理事務所・左京土木事務所等と協議し、市が主体となって実現してほしいと思います。

回 答**(建設局)**

本市では、非常に財政状況が厳しい中、市民の皆様の安心・安全の確保や京都のまちの持続的な成長を支えるため、平成28年度末に、平成29年度から平成32年度の間における事業実施路線やその選定に係る考え方を、「今後の道路整備事業の進め方」として定め、通学路等における安全な歩行空間の確保や緊急輸送道路の通行機能の確保などに重点的に取り組んでいくこととしております。

依然として厳しい財政状況に変わりなく、市内の多くの路線で整備期間の延長や一時休止を行っている中、御要望いただいております。遊歩道の建設に着手するのは困難な状況ですので、御理解を賜りますようお願いいたします。

(京都府)

昨年度、回答いたしましたとおり、貴船川につきましては幅が狭く、遊歩道を設置できる幅を確保することができないため、河川管理者である京都府として対策を講じることが困難であると考えます。

なお、昨年いただきました要望に、「道路管理者である京都市から貴船川を管理する京都府に対して、散策路や歩道の整備計画の相談や協議が具体的であれば河川管理上問題が無い範囲で応じることが出来る」旨、回答いたしましたとおり、今後、京都市からの要請があった際には、河川管理上問題がない範囲で対応してまいりたいと考えております。